

「ポイ捨て防止等強化区域」の追加指定について

大分市では、快適な生活環境を確保することを目的に「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」を制定し、平成18年7月1日より施行しています。

この条例では、たばこの吸い殻・空き缶等をみだりに捨ててはならないことや、吸い殻入れを携帯していないときは、路上喫煙をしないよう努めなければならないこと等を規定しています。さらに、市内中心部の一部を「ポイ捨て防止等強化区域」に指定し、強化区域内でのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置並びに指定喫煙所以外での路上喫煙を禁止し、違反した場合には過料が適用されます。

この度、平成25年度に完成予定の大分駅南口駅前広場及び大分駅と上野丘公園を結ぶ「シンボルロード」を強化区域に追加指定し、多くの市民等が集う広場等の快適な環境を確保しようとするものです。

1. 強化区域追加指定(案)

別紙 諮問資料②

2. 実施時期(案)

第1次 平成25年7月20日

(ホルトホール大分の開館及びシンボルロード北側エリアの一部供用開始)

第2次 平成26年4月1日

(シンボルロード全エリア供用開始)

3. 今後のスケジュール

○市ホームページ、市報、パンフレットにより強化区域追加指定についての周知を図る

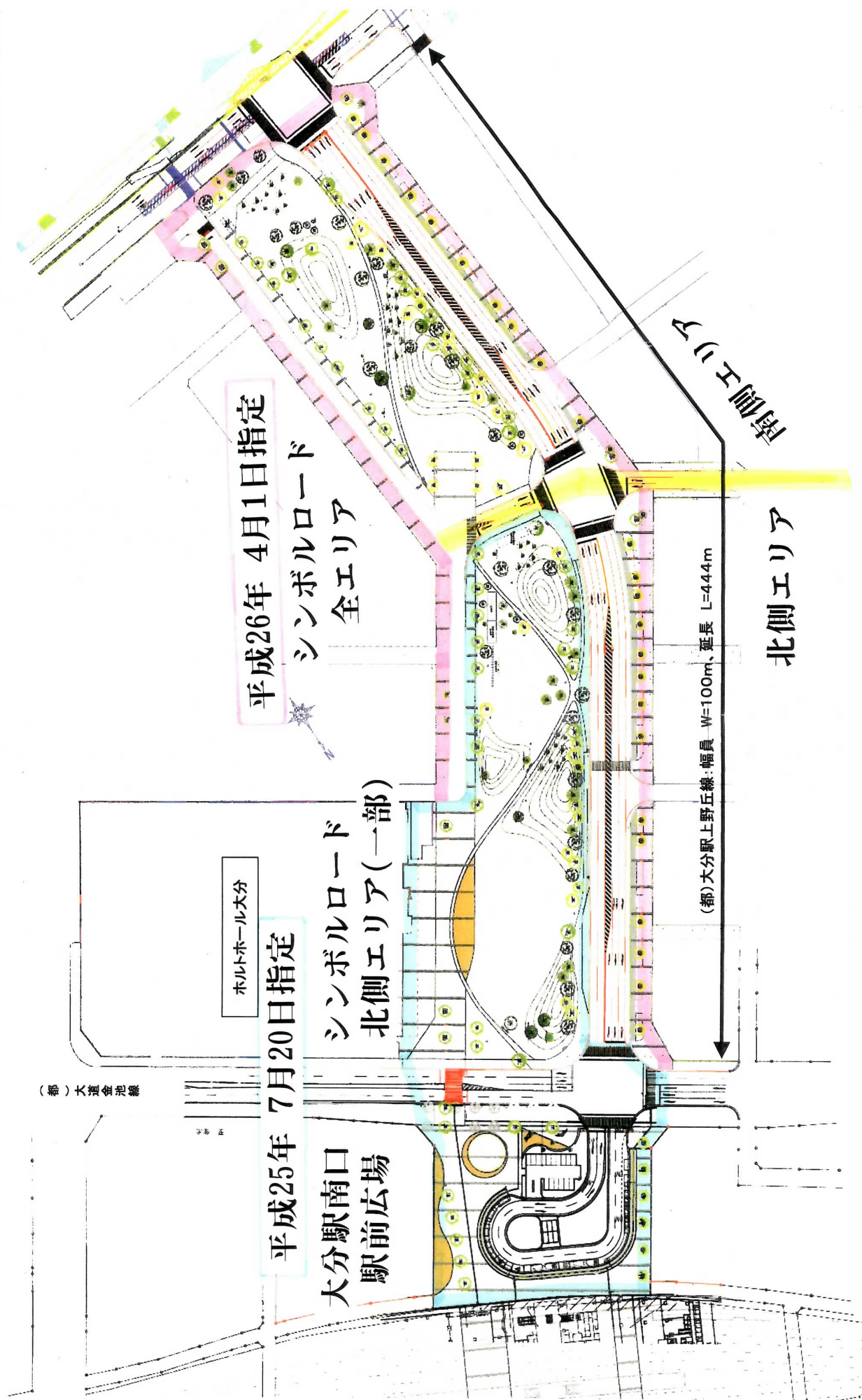
○強化区域内に区域図・路面標識・指定喫煙所(灰皿)を設置する

○平成25年5月7日～5月20日に告示を行う

○平成25年7月20日 大分駅南口駅前広場・シンボルロード北側エリアの一部を強化区域に指定する

○平成26年4月1日 シンボルロード全エリアを強化区域に指定する

強化区域追加指定(案)



上野丘公園

ホルトホール

シンボルロード

大分駅南口駅前広場

大分駅



○大分市ポイ捨て等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器（中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。）、チューインガムのかみかす、紙くず、包装紙その他これらに類するもので投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所（屋内その他の規則で定めるものを除く。）をいう。
- (5) 路上喫煙 公共の場所において喫煙することをいう。
- (6) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関し、市民等及び事業者に対して意識の啓発を図るとともに、これらの者で組織する団体の自主的な活動を支援しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、屋外において自ら生じさせたたばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、屋外においてその連れている飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを放置してはならない。

3 市民は、その居住する地域における美化活動に積極的に参加する等たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱のない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止に関し、市民等に対する意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者のうち、缶、瓶等の容器に収納した飲料（以下「容器飲料」という。）を販売する者（大分市環境美化に関する条例（昭和61年大分市条例第5号）第18条第1項に規定する自動販売業者を除く。）は、その販売する場所に容器飲料の容器を収納するための回収容器を設置するとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第6条 何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(喫煙の制限)

第7条 市民等は、歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき、又は吸い殻入れが付近に設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないときは、路上等喫煙をしないよう努めなければならない。

(公共の場所における印刷物等の回収)

第8条 公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

(公共の場所における飼い犬のふんの回収)

第9条 飼い犬を連れている者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

(ポイ捨て防止等強化区域の指定等)

- 第10条 市長は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限を行うことにより、快適で美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、ポイ捨て防止等強化区域（以下「強化区域」という。）に指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により強化区域を指定しようとするときは、あらかじめ、大分市清掃事業審議会条例（平成11年大分市条例第7号）第1条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。
 - 3 市長は、強化区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
 - 4 市長は、必要があると認めるときは、強化区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(強化区域内における喫煙の制限)

第11条 強化区域内においては、何人も、路上等喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する喫煙所において喫煙する場合は、この限りでない。

(勧告)

第12条 市長は、強化区域外において第6条又は第9条の規定に違反した者に対し、快適な生活環境の確保を図るために必要があると認めるときは、たばこの吸い殻、空き缶等又は飼い犬のふんの回収をするよう勧告することができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、市役所前の掲示場への掲示により、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係機関への要請)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限について、協力を要請するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第16条 強化区域内において、第6条、第9条又は第11条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第12条、第13条及び第16条の規定は、平成19年1月1日から施行する。

○大分市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市ポイ捨て等の防止に関する条例（平成18年大分市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の場所から除かれる場所)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める場所は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置する施設であって、その開館時間中において管理を行う者が常駐するもの
- (2) 自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）をいう。）の車内

(強化区域標識等の設置)

第3条 市長は、条例第10条第1項の規定によりポイ捨て防止等強化区域（以下「強化区域」という。）を指定したときは、当該強化区域内に強化区域標識及び強化区域図を設置するものとする。

(強化区域の指定等の告示)

第4条 条例第10条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 強化区域の名称
- (2) 強化区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 強化区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

(ポイ捨て防止等指導員)

第5条 たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に係る指導等に関する職務を行わせるため、環境部清掃管理課にポイ捨て防止等指導員（以下「指導員」という。）を置く。

- 2 指導員は、環境部清掃管理課に所属する職員のうちから市長が任命する。
- 3 指導員は、第1項の職務に従事するときは、大分市ポイ捨て防止等指導員証（様式第1号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第6条 市長は、条例第16条の規定による過料の処分を行おうとするときは、告知・弁明書（様式第2号）により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

- 2 条例第16条に規定する過料の処分の決定に係る通知は、過料処分通知書（様式第3号）により行うものとする。
- 3 条例第16条の規定により科する過料の額は、2千円とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成19年1月1日から施行する。